

広島県告示第五百二十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾中浜港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和三年八月二日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和三年五月六日

中浜港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾中浜港放置等禁止区域

1 大浜地区（その一・その二・その三）

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市因島大浜町の国土地理院四等三角点「仙場」（北緯三四度二〇分一八秒二五九〇、東経一三三度一〇分三一秒九〇一五、標高一七三・二九メートル）

基点一 基準点から四〇度四〇分〇五秒の方向五二七・三八メートルの点

基点二 基点一から四一度四〇分〇一秒の方向二〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から三三五度二四分三四秒の方向七三七・二九メートルの点

基点四 基点三から二七一度三五分五一秒の方向二五・七一メートルの点

2 中庄地区（その一・その二）

(一) 区域の範囲

基点一と基点二を結んだ線、基点三と基点四を結んだ線、基点一と基点四を水際線で結んだ線及び基点二と基点三を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市因島大浜町の国土地理院四等三角点「仙場」（北緯三四度二〇分一八秒二五九〇、東経一三三度一〇分三一秒九〇一五、標高一七三・二九メートル）

基点一 基準点から一三六度五〇分一四秒の方向七九三・〇六メートルの点

基点二 基点一から一二二度三六分〇〇秒の方向六三・八九メートルの点

基点三 基準点から一七〇度〇二分〇九秒の方向一、〇五九・四三メートルの点

基点四 基点三から三三三度四一分〇二秒の方向二三・七七メートルの点

二 地方港湾中浜港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物